

↳ 所得税の改正

Q : 今年度の税制改正で所得税関係のものがありましたら教えてください。

A : 主なものには、次のようなものがあります。

【解説】

今年度の税制改正で所得税に関係があるものについては、次のようなものがあります。

① 定率減税の廃止

所得税額の10%(12万5千円を限度)とする定率減税は、平成18年分をもって廃止となります。

② 地震保険料控除の創設(平成19年分以後)

損害保険料控除を改組して、次のような地震保険料控除が創設されます。

イ) 居住用家屋又は生活動産を保険の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に起因して保険金が支払われる地震保険の保険料の全額を所得金額から控除する(最高5万円)

ロ) 平成18年12月までに締結した長期損害保険契約等にかかる保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する(最高1万5千円)

ハ) イとロを適用する場合は最高5万円

③ 寄付金控除の限度変更

寄付金控除の適用下限額が5千円(現行1万円)に引き下げられます。

④ 耐震改修費の税額控除制度の創設

耐震改修をした場合には、その費用の額の10%相当額(20万円を限度)を所得税額から控除してくれる制度が創設されます。

